

第七回定例会

平成十四年度決算を認定

平成十五年第七回定例会は、十二月一日に開会し、「平成十四年度宮之城町歳入歳出決算の認定について」ほか、十五議案の審議が行われ、十二月十九日に閉会しました。主な審議の結果等は、次のとおりです。

平成十四年度宮之城町歳入歳出決算の認定について
「認定」

平成十四年度宮之城町一般会計決算ほか六特別会計決算を認定した。

平成十四年度宮之城町水道事業会計決算の認定について
「認定」

当年度末未処分利益剰余金は

平成14年度宮之城町歳入歳出決算の内訳

会計区分	歳入	歳出	差引額
一般会計	91億6,964万1千円	88億632万円	3億6,332万1千円
国民健康保険特別会計	20億5,874万8千円	17億8,177万7千円	2億7,697万1千円
老人保健医療特別会計	31億7,456万1千円	31億2,204万9千円	5,251万2千円
簡易水道事業特別会計	1億3,533万3千円	8,024万2千円	5,509万1千円
農業集落排水事業特別会計	7,437万2千円	7,178万7千円	258万5千円
営農飲雑用水事業特別会計	1億2,224万8千円	1億606万9千円	1,617万9千円
介護保険事業特別会計	13億7,654万9千円	13億6,425万円	1,229万9千円

三、〇九一萬四千円で、うち二、五〇〇万円を減債積立金とした。

専決処分の承認について

「承認」

町一般会計補正予算(第七号)で、衆議院議員総選挙等に要する経費一、一三八万一千円の補正。

宮之城町職員の給与に関する条例の一部改正について

「原案可決」

国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給与等を改定。

宮之城町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について

「原案可決」

一般職員の給与改定に伴い、議会議員の報酬及び特別職の給与を改定。

平成十五年度宮之城町一般会計補正予算(第八号)

「原案可決」

歳入歳出予算からそれぞれ三、九一六万六千円を減額し、総額をそれぞれ八四億四、一六七万

二千円とする。職員の給与改定等に伴う人件費や議会費の補正。

平成十五年度宮之城町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)

「原案可決」

歳入歳出予算からそれぞれ四五六万四千円を減額し、総額をそれぞれ八、一四一萬九千円とする。職員の給与改定等に伴う人件費の補正。

平成十五年度宮之城町水道事業会計補正予算(第一号)

「原案可決」

職員の給与改定等に伴う経費の補正。

平成十五年度宮之城町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第二号)

「原案可決」

歳入歳出予算からそれぞれ七八万九千円を減額し、総額をそれぞれ一、八三九萬三千円とする。職員の給与改定等に伴う人件費の補正。